



山形県公報

令和元年5月17日(金)
第4号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……65
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……66
- 同……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(同) ……67
- 県政史緑地の利用料金……………(県民文化スポーツ課) ……同
- 山形県郷土館の利用料金……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……71
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……72
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……73
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森林ノミクス推進課) ……74
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……76
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……77

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教 育 庁) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                                | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|-------------|
| 合同会社プライムワークス<br>東置賜郡高島町大字入生田804番地の13 | 障がい福祉サービス事業所ぶらいむ高島<br>東置賜郡高島町大字入生田804番地の13 | 就労継続支援（B型）  | 平成31. 4. 30 |

**山形県告示第25号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ケアサービス鳥海       | 訪問看護ステーションらいふ<br>酒田市こがね町二丁目23番地の3 | 訪 問 看 護 | 平成31. 4. 30 |

**山形県告示第26号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社福祉のひろば         | 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所<br>酒田市穂積字上市神139番地の5 | 福 祉 用 具 貸 与 | 平成31. 4. 30 |
| 株式会社福祉のひろば         | 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所<br>酒田市穂積字上市神139番地の5 | 特定福祉用具販売    | 同           |

**山形県告示第27号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------|--------------|-------------|
| 株式会社福祉のひろば           | 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所<br>酒田市穂積字上市神139番地の5 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成31. 4. 30 |
| 株式会社福祉のひろば           | 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所<br>酒田市穂積字上市神139番地の5 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |

**山形県告示第28号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ケアサービス鳥海         | 訪問看護ステーションらいふ<br>酒田市こがね町二丁目23番地の3 | 介護予防訪問看護 | 平成31. 4. 30 |

**山形県告示第29号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分               | 単 位          | 金 額     |
|-------------------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 730円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 730円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき |
|                   | 映画撮影         | 1日につき   |
|                   |              | 14,690円 |

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

**山形県告示第30号**

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 1,090円             | 1,370円             | 1,640円             |

|           |        |        |         |
|-----------|--------|--------|---------|
| 第 2 会 義 室 | 1,090円 | 1,370円 | 1,640円  |
| 第 1 ギャラリー | 590円   | 740円   | 880円    |
| 第 2 ギャラリー | 1,090円 | 1,370円 | 1,640円  |
| 第 3 ギャラリー | 1,180円 | 1,480円 | 1,770円  |
| 第 4 ギャラリー | 1,090円 | 1,370円 | 1,640円  |
| 第 5 ギャラリー | 1,120円 | 1,400円 | 1,680円  |
| 第 6 ギャラリー | 1,280円 | 1,610円 | 1,920円  |
| 第 7 ギャラリー | 600円   | 750円   | 900円    |
| 第 8 ギャラリー | 1,120円 | 1,400円 | 1,680円  |
| ホ ー ル     | 7,160円 | 8,960円 | 10,720円 |
| 中 庭       | 3,200円 | 4,000円 | 4,800円  |

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 2,180円             | 2,740円             | 3,280円             |
| 第 2 会 議 室 | 2,180円             | 2,740円             | 3,280円             |
| 第 1 ギャラリー | 1,180円             | 1,480円             | 1,760円             |
| 第 2 ギャラリー | 2,180円             | 2,740円             | 3,280円             |
| 第 3 ギャラリー | 2,360円             | 2,960円             | 3,540円             |
| 第 4 ギャラリー | 2,180円             | 2,740円             | 3,280円             |
| 第 5 ギャラリー | 2,240円             | 2,800円             | 3,360円             |
| 第 6 ギャラリー | 2,560円             | 3,220円             | 3,840円             |
| 第 7 ギャラリー | 1,200円             | 1,500円             | 1,800円             |
| 第 8 ギャラリー | 2,240円             | 2,800円             | 3,360円             |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ホ　　ー　　ル | 14,320円 | 17,920円 | 21,440円 |
| 中　　庭    | 6,400円  | 8,000円  | 9,600円  |

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

| 区　　分          | 利　用　料　金　の　額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 2,390円             | 3,010円             | 3,600円             |
| 第 2 会 議 室     | 2,390円             | 3,010円             | 3,600円             |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 1,290円             | 1,620円             | 1,930円             |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 2,390円             | 3,010円             | 3,600円             |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 2,590円             | 3,250円             | 3,890円             |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 2,390円             | 3,010円             | 3,600円             |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 2,460円             | 3,080円             | 3,690円             |
| 第 6 ギ ャ ラ リ ー | 2,810円             | 3,540円             | 4,220円             |
| 第 7 ギ ャ ラ リ ー | 1,320円             | 1,650円             | 1,980円             |
| 第 8 ギ ャ ラ リ ー | 2,460円             | 3,080円             | 3,690円             |
| ホ　　ー　　ル       | 15,750円            | 19,710円            | 23,580円            |
| 中　　庭          | 7,040円             | 8,800円             | 10,560円            |

ニ 準備又は練習のために使用する場合

| 区　　分          | 利　用　料　金　の　額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から午後1時<br>までの間 | 午後1時から午後5時<br>までの間 | 午後5時から午後9時<br>までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 540円               | 680円               | 820円               |
| 第 2 会 議 室     | 540円               | 680円               | 820円               |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 290円               | 370円               | 440円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 680円               | 820円               |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 第3ギャラリー | 590円   | 740円   | 880円   |
| 第4ギャラリー | 540円   | 680円   | 820円   |
| 第5ギャラリー | 560円   | 700円   | 840円   |
| 第6ギャラリー | 640円   | 800円   | 960円   |
| 第7ギャラリー | 300円   | 370円   | 450円   |
| 第8ギャラリー | 560円   | 700円   | 840円   |
| ホール     | 3,580円 | 4,480円 | 5,360円 |
| 中庭      | 1,600円 | 2,000円 | 2,400円 |

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

## ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,680円

## (2) 設備

| 種別     | 設備名            | 単位 | 利用料金の額 |
|--------|----------------|----|--------|
| 舞台設備   | ピアノ            | 1台 | 5,550円 |
|        | 指揮台            | 1台 | 100円   |
|        | 譜面台            | 1台 | 100円   |
|        | 演壇             | 一式 | 410円   |
| 舞台照明設備 | 演壇照明           | 1列 | 1,040円 |
|        | スポットライト        | 1台 | 510円   |
| 視聴覚設備  | マイクセット         | 一式 | 1,040円 |
|        | スライド映写機        | 一式 | 840円   |
|        | オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 1,040円 |
|        | 携帯用ビデオカメラ      | 1台 | 510円   |
|        | モニターテレビ        | 1台 | 510円   |

|      |       |     |      |
|------|-------|-----|------|
| 展示設備 | 展示パネル | 1 枚 | 20円  |
|      | 展示ケース | 1 台 | 200円 |

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
  - 2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。
- 2 適用期間  
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点現地調査）

山形県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称  
羽山頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成31年4月16日

山形県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区

- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
  - 3 変更に係る管理規程の名称  
土会頭首工管理規程
  - 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
  - 5 認可年月日  
平成31年4月16日
- 

**山形県告示第34号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
  - 3 変更に係る管理規程の名称  
誕生川頭首工管理規程
  - 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
  - 5 認可年月日  
平成31年4月16日
- 

**山形県告示第35号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
  - 3 変更に係る管理規程の名称  
桂堰頭首工管理規程
  - 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
  - 5 認可年月日  
平成31年4月16日
- 

**山形県告示第36号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号



- 3 変更に係る管理規程の名称  
宮下堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成31年4月16日

**山形県告示第37号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称  
幸灌渠頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成31年4月16日

**山形県告示第38号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称  
杭堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成31年4月16日

**山形県告示第39号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称  
上郷堰上下堰管理規程

4 管理規程の変更の概要

かんがい期に関する事項、計画取水量に関する事項の見直しを行ったもの

5 認可年月日

平成31年4月16日

**山形県告示第40号**

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和40年8月県告示第772号）の一部を次のように改正する。

第1条中「松くい虫（）」を「森林病虫害等（）」に、「」第2条第1項第1号の規定による松くい虫」を「。以下「法」という。）第2条第1項に規定する森林病虫害等」に改める。

第4条中「10分の1」を「10分の3」に改める。

第7条を次のように改める。

（書類の提出）

第7条 この補助金に係る書類は、所轄の総合支庁に提出するものとする。

|     |             |                                                                                             |                                                                        |               |   |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------|---|
| 別表中 | 松林健全化<br>促進 | 誘引剤利用による防除、天敵生物層の維持・利用、林内環境の改善、樹幹注入剤による防除及び被害発生源等の除去処理等<br>天敵鳥類を利用した防除、林内環境の改善及び被害発生源の除去処理等 | 伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料、賃借料、備品購入費、原材料費及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ | を |
|     | 松林保全体制整備強化  | 自主的な松くい虫の防除を推進し、松林の保全体制の整備を図るための組織の育成、イベント等の開催及び管理道等の整備                                     | 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費                   | $\frac{3}{4}$ |   |
|     | 松くい虫特別防除    | 松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布                                                  | 薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費                                                        | $\frac{3}{4}$ |   |

|          |                                                                          |                 |               |                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 松くい虫特別防除 | 松くい虫（法第2条第1項第1号に規定する松くい虫をいう。以下同じ。）が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布 | 薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ | に、「付着、」を「付着し、」 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|

に、「又は当該根株」を「又は当該根株」に、「又は当該小径木」を「又は当該小径木」に、「無人ヘリコプター散布」を「無人航空機散布」に、「無人ヘリコプターを」を「無人航空機を」に、

|           |                                      |                                                                |               |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|
| 防除手法多様化実証 | 無人ヘリコプターによる実証事業及びマイクロカプセル剤による実証事業    | 薬剤費、薬剤散布費、賃金、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、原材料費、機械器具費、使用料、賃借料及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |
| 樹幹注入      | 松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のために行う松の生立木への薬剤の注入 | 薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費                                                | $\frac{3}{4}$ |

を

|               |                                      |                                      |               |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 樹幹注入          | 松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のために行う松の生立木への薬剤の注入 | 薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費                      | $\frac{3}{4}$ |
| 薬剤防除自然環境等影響調査 | 林野庁長官が定める方法による調査                     | 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費 | $\frac{3}{4}$ |

に、「」の付着」を「以下

同じ。)の付着」に、「、又ははく皮」を「又ははく皮」に、「伐倒費・」を「伐倒費、」に、「、又は林野庁長官」を「又は林野庁長官」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式第1号

事業計画(成績)書

| 実施場所 | 害虫等の種類 | 事業の種類 | 事業実施期間 | 本数 | 防除区域面積 | 見込材積   | 事業経費 | 負担区分 |     | 摘要 |
|------|--------|-------|--------|----|--------|--------|------|------|-----|----|
|      |        |       |        |    |        |        |      | 県補助金 | その他 |    |
|      |        |       |        | 本  | ヘクタール  | 立方メートル | 円    | 円    | 円   |    |
|      |        |       |        |    |        |        |      |      |     |    |
|      |        |       |        |    |        |        |      |      |     |    |
| 計    |        |       |        |    |        |        |      |      |     |    |

事業完了(予定)年月日

別記様式第2号

収 支 予 算（精 算）書

(1) 収入

| 区 分     | 予 算 額 | (精算額) | (比較増減) |   | 算 出 基 礎 | 備 考 |
|---------|-------|-------|--------|---|---------|-----|
|         |       |       | 増      | 減 |         |     |
| 県 補 助 金 | 円     | 円     | 円      | 円 |         |     |
| 自 己 資 金 |       |       |        |   |         |     |
| そ の 他   |       |       |        |   |         |     |
| 計       |       |       |        |   |         |     |

(2) 支出

| 区 分 | 予 算 額 | (精算額) | (比較増減) |   | 算 出 基 礎 | 備 考 |
|-----|-------|-------|--------|---|---------|-----|
|     |       |       | 増      | 減 |         |     |
|     | 円     | 円     | 円      | 円 |         |     |
|     |       |       |        |   |         |     |
|     |       |       |        |   |         |     |
| 計   |       |       |        |   |         |     |

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|             |           |                         |
|-------------|-----------|-------------------------|
| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
| 温海中組        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第42号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|               |                                     |                         |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条<br>第2項に規定する政令で<br>定める事項 | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
| 温海中組          | 別紙図面のとおりに                           | 急傾斜地の崩壊                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
電力の供給 契約電力284キロワット、使用電力量724,223キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立図書館総務課 山形市緑町一丁目2番36号 電話番号023(631)2523
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                 | 基本料金単価（1kwにつき） |
|---------------------|----------------|
| 平成31年4月1日～令和元年9月30日 | 1,598.18円      |
| 令和元年10月1日～令和4年3月31日 | 1,627.77円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間                     |      | 電力量料金単価（1kwhにつき） |
|-------------------------|------|------------------|
| 平成31年4月1日～<br>令和元年9月30日 | 夏季   | 16.51円           |
|                         | その他季 | 15.34円           |
| 令和元年10月1日～<br>令和4年3月31日 | 夏季   | 16.81円           |
|                         | その他季 | 15.62円           |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤      | 正       |
|-----------|------------|------|-------|--------|---------|
| 平成28.12.6 | 第2803号     | 1289 | 下から16 | 鶴岡市五十川 | 鶴岡市山五十川 |
|           |            |      | 下から12 | 鶴岡市五十川 | 鶴岡市山五十川 |
|           |            |      | 下から2  | 鶴岡市五十川 | 鶴岡市山五十川 |